

大学共同利用機関法人自然科学研究機構内部統制推進室規則

平成27年4月1日

自機規則第25号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第18条の8の規定に基づき、内部統制推進室の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(業務)

第2条 内部統制推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 内部統制の推進及び評価に関すること。
- 二 内部統制の連絡及び調整に関すること。
- 三 その他内部統制の推進に関すること。

(組織)

第3条 内部統制推進室は、室長及び室員をもって組織する。

(室長)

第4条 室長は、内部統制推進室の業務を総括し、内部統制担当理事をもって充てる。

2 室長に事故があるときは、あらかじめ室長の指名する者が、その職務を代理する。

(室員)

第5条 室員は、次の各号に掲げる者とし、機構長が任命する。

- 一 事務局，国立天文台，核融合科学研究所及び岡崎統合事務センターの総務担当課長
- 二 事務局，国立天文台，核融合科学研究所及び岡崎統合事務センターの事務職員 各1名
- 三 その他内部統制担当理事が必要と認めた者 若干名

(任期)

第6条 前条の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の室員の任期の途中で新たに任命された室員の任期は、他の室員の任期満了の日までとする。

(庶務)

第7条 内部統制推進室の庶務は、第5条第2号の室員において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、内部統制推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。